

平成30年度地域型住宅グリーン化事業 補助金交付申請等手続きマニュアル

第1章 ＜共通事項＞

平成30年8月

地域型住宅グリーン化事業（実施支援室共通）

2. 4. 2 木造建築物について

施工事業者1社が受けられる補助金額の上限は、1,000万円（1,000㎡分）とします。【別紙6-1】

2. 5 補助対象となる経費

2. 5. 1 長寿命型、高度省エネ型（認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅）及び優良建築物型の経費について

補助金交付の対象となる経費の範囲は、当該木造住宅・建築物の建設に要する費用であって、以下の表2に掲げるものです。

なお、表2に記載した工事以外の工事を実施することに差し支えはありませんが、その費用は補助対象とはなりません。補助金交付申請書及び完了実績報告書の「補助対象経費」には、補助対象となる経費のみ計上してください。

<表2 補助対象となる建築工事費>

科目	説明	
建築工事費 (補助対象工事費)	主体工事費	建築主体の工事に要する費用。
	屋内電気設備工事費	屋内の電気その他の配線工事及び器具(配電盤を含む。)の取付けに要する費用(玄関ポーチ灯工事は含む)。
	屋内ガス設備工事費	屋内のガス設備の設置工事に要する費用(屋外壁面に設置する給湯機を含む)。
	屋内給排水設備工事費	屋内の給水配管工事、排水配管工事(建築物外の第1ためます及びそれに至る部分の工事を含む。)及び衛生器具の取付けに要する費用。
備考	<p>※ 通常、建築設備として建築物に組み込まれる形で設置されるものは補助対象となります。</p> <p>※ 現場管理に必要な費用で、事務・通信・運搬・監督の人件費については、上記工事費の中を含めることができます。</p>	

以下は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

<表 2-2 補助対象外費用 (例) >

対象外費用	項目	
1. 用地費、 土工事費 等	用地費、造成工事、擁壁工事、盛土工事等	
2. 工事費 ^{※1}	本体 関係	地盤改良工事
	解体工事	
	インナーガレージ、店舗併用住宅における店舗部分等の工事費（木造住宅の場合）・住宅部分の工事費（木造建築物の場合） ※工事床面積に応じて、対象外部分工事費を面積按分で見積もることも可とします。	
	太陽光発電設備（付属するモニターを含む）	
	昇降機	
	煙突 ^{※2} 、アンテナ、屋上緑化等	
	屋外 関係	屋外附帯設備、浄化槽、受水槽等
	屋外給排水工事、屋外ガス設備工事	
	幹線引込み工事	
	外構工事（屋外緑化工事含む）、ウッドデッキ等	
3. 購入品	分離して購入できるもの（カーテン、ブラインド、日射調整フィルム、遮熱塗料 ^{※3} ・遮熱シート、ペレットストーブ ^{※4} 、エアコン ^{※5} 、後付けの家具等）	
4. 設計、監理、 申請関係費	設計料	
	工事監理費	
	上下水道申請費、電力会社申請費、行政申請費、各種審査費、BELS申請費、保険保証関係費、地耐力調査費等	
5. 他の補助金	国庫補助が含まれる他の補助金制度の対象となっているもの （補助対象外費用部分に切り分け可能なもののみ併用可能。本事業の補助対象と重複しているものは併用不可。）	
	地方公共団体等の補助金制度を利用しているもののうち、補助金相当額の部分	

※1 設備取付け工事の場合は、設備本体の価格も補助対象外となります。

※2 屋外の工作物にあたるもの。ストーブの煙突は補助対象となります。

※3 付加的に塗布する塗料とし、仕上げ材と一体になっているものは補助対象となります。

※4 煙突工事が必要な据え置き式のストーブは補助対象となります。

※5 高度省エネ型の場合は補助対象となります。

補助対象となる建築工事費の留意点

- ・ 高効率給湯器等の補助（国庫補助が含まれるもの）を別途受ける場合、補助対象経費から当該設備の設置にかかる工事費については除外する必要があります。ただし、高度省エネ型は、外皮計算及び一次エネルギー計算に寄与する工事や設備類が補助対象となっており、これらを補助対象経費から除く事ができない（どちらかの補助を受けられなくなる）ので注意して

ください。

- ・建築主が自ら購入したもの（施主支給品）については、補助対象となる経費に含めることはできません。住宅設備等をリース品とする場合も同様に補助対象外となりますが、高度省エネ型の場合は、補助の要件となっている設備を補助対象から外することができない（補助を受けられなくなる）ので、ご注意ください。

2. 5. 2 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）の経費

掛かり増し費用相当額とし、①～③の合計額とします。

- ① 住宅の省エネ化に係る建築構造、建築設備等の整備に要する費用
- ② 調査設計計画に要する費用
- ③ 効果の検証等に要する費用

ただし、新築（請負）の場合は、「2. 5. 1 長寿命型、高度省エネ型（認定低炭素住宅・性能向上認定住宅）及び優良建築物型の経費について」と同様の費用によることも出来ます。詳しくは、マニュアル第4章を確認してください。

2. 6 その他

国の他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、適正化法）第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象となっている事業と併用することは原則できません。地方公共団体が実施する補助事業についても、国費が含まれている場合がありますので、地方公共団体に確認してください。

補助金の併用に関する補足

- ・本マニュアルにおける併用とは、「工事請負契約が同一の工事」又は「工事請負契約が別でも工事期間が重複する工事」について、複数の補助制度を適用することをいいます。
- ・補助対象となる部位が明確に切り分けられる場合は、国の他の補助金の対象部位を除く部位について補助対象となる場合があります。ただし、以下の国の他の補助事業については、その目的・補助対象が本事業と重複することから、補助対象部位の切り分けに関わらず併用することはできません。
 - ① ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業
 - ② 住宅・建築物の建設に関する都道府県等からの補助（国庫補助が含まれているもの）
- ・国の他の補助金が含まれない補助事業と併用する場合であっても、補助対象となる経費から当該補助事業の補助金を除いてください。
- ・同一の住宅を本事業の複数の事業の種類に申請することはできません。
- ・国庫補助が含まれる他の補助金が構造材に地域材を使用することにより受給できる要件であった場合、補助対象部分が重複するため、地域材加算を受けることはできません。
- ・国庫補助が含まれる他の補助金が仕上げ材（床材、壁材等）に地域材を使用することにより受給できる要件であった場合、仕上材に係る費用（材料費、設置費、工事費等）を本事業の対象工事費より除くことにより併用できます。
- ・住まい給付金、住まいの復興給付金との併用は可能です。

3. 4 補助金交付申請及び完了実績報告の受付期間

(1) 交付申請

交付申請の受付期間は、下記の通り、平成30年8月9日から平成30年12月28日までの間で6期に分けて受け付けます。(現在の予定であり、今後変更の場合があります。)

受付期間は森から家NetHPの補助金交付申請 ページに記載

※ ただし、高度省エネ型については、上記期間に限らず平成30年8月9日から平成30年12月28日までの間で随時受付とします。

※ 交付申請は、工事請負契約締結後、原則1ヶ月以内に実施支援室に提出してください。

※ やむを得ない事情により、平成30年12月28日までに交付申請書を提出できない場合は、実施支援室にご相談ください。必要な時期に手続き等をご案内します。

(2) 完了実績報告

完了実績報告の受付期間は、下記の通り、平成30年11月12日から平成31年2月8日までの間で4回に分けて受け付けます。（現在の予定であり、今後変更の場合があります。）

第1回 平成30年11月12日(月) から 平成30年11月16日(金) まで (必着)

第2回 平成30年12月10日(月) から 平成30年12月14日(金) まで (必着)

第3回 平成31年1月7日(月) から 平成31年1月11日(金) まで (必着)

第4回 平成31年2月4日(月) から 平成31年2月8日(金) まで (必着)

※ ただし、高度省エネ型については、上記期間に限らず平成30年11月12日から平成31年2月8日までの間で随時受付とします。

※ 事業完了後、原則1ヶ月以内に実施支援室に提出してください。

※ やむを得ない事情により、平成31年2月8日までに完了実績報告書を提出できない場合は実施支援室にご相談ください。必要な時期に手続き等をご案内します。

3. 5 着手・着工・完了について

(1) 事業着手・事業完了について

平成30年度内に事業に着手（木造住宅の請負契約による住宅においては工事請負契約等を締結した時点、また、売買契約による住宅においては根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点。木造建築物においては、工事請負契約等を締結した時点。）し、かつ原則として定められた期日までに事業完了（請負契約による住宅・建築物については、契約に基づく工事が完成し、契約に基づく工事費全額の精算、かつ引き渡された時点。売買契約

による住宅は、対象住宅の工事が完成し、売買契約の締結、契約に基づく費用全額の精算、かつ引き渡された時点。) した上で完了実績報告を提出する必要があります。

採択された戸数内(配分額内)であっても、原則として定められた期日までに事業完了に至らないものについては補助の対象となりません。

(2) 着工について

採択通知の日付以降に着工(根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点)が可能です。なお、対象住宅・建築物に係る関係法令も遵守しなければなりませんのでご注意ください。

※ 採択通知の日付以前に着工した木造住宅・建築物は補助対象となりません。

※ 配分額の追加があった場合、配分額の追加分で事業の対象となる木造住宅・建築物は、配分額の変更の通知日以降に着工するものとします。

※ 交付決定前に着工する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知したうえで実施してください。

着手・着工・事業完了に関する補足

・請負契約による住宅、建築物においては、平成30年度内(平成30年4月1日から平成31年3月31日)に工事請負契約等を締結したもので、下表の日付以降に着工し原則完了実績報告の期限までに事業完了し完了実績報告が提出できるものが対象になります。

・売買契約による住宅(建売住宅)においては、下表の日付以降かつ平成30年度内(平成31年3月31日まで)に着工し原則完了実績報告の期限までに買主と売買契約を締結し事業完了した上で完了実績報告が提出できるものが対象になります。

タイプ		着工が可能となる日
長寿命型		採択通知日かつ認定申請日 ^{※1} の何れか遅い日
高度省エネルギー型	認定低炭素住宅 性能向上計画認定住宅	採択通知日かつ認定申請日 ^{※2} の何れか遅い日
	ゼロ・エネルギー住宅	実施支援室が発行する着工許可書に記載の日付
優良建築物型		採択通知日 ^{※3}

注) 配分額の追加があった場合は、「採択通知日」とあるのは「配分額の変更の通知日」とします。

※1 長期優良住宅等建築計画の認定申請を行った日

※2 認定低炭素建築物の認定申請を行った日又は性能向上計画認定(住宅)の認定申請を行った日

※3 認定低炭素建築物の認定を取得することを条件とする場合は、採択通知日かつ、認定低炭素建築物の認定申請を行った日の何れか遅い日